

第3回京都海区漁業調整委員会 次第

令和3年8月24日午後3:00～
京都府水産事務所 研修室

1 開 会

2 議 案

第1号議案 知事許可漁業における制限措置等について（諮問）
【第1号議案資料】

第2号議案 広域漁業調整委員会委員の選出について
【第2号議案資料】

第3号議案 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海
ブロック会議に提出する議題について
【第3号議案資料】

3 報告事項

- (1) 京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針
の変更について 【報告事項(1)】
- (2) 太平洋クロマグロ遊漁に関する委員会指示について
【報告事項(2)】
- (3) 京都府漁場利用協定について 【報告事項(3)】

4 その他

5 閉 会

**第1号議案 知事許可漁業における制限措置等について
(諮問)**

【理由】

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、
答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

- 資料1-1 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（なまこけた網漁業）の制限措置等について(諮問)
- 資料1-2 固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について(諮問)

3通前奉



3 水事第 383 号
令和 3 年 8 月 19 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））の制限措置等について（諮問）

標記のことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 3 年 9 月 15 日から令和 3 年 10 月 15 日まで
制限措置：別紙のとおり

担当	京都府水産事務所 漁政課漁業漁船係 水谷
TEL	0772-22-4438

別紙

制限措置						
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
手繰第三種漁業 (なまこけた網漁業)	27件 (許可上限 (247) - 現行許可 (220) = 27)	5トン以下	京共第1号	12月1日から 翌年5月31日まで	操業に関して 京都府漁業協 同組合の同意 を得ている者。	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第2号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第3号	1月1日から 4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第4・6号	12月15日から 翌年4月30日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第5・6号	12月15日から 翌年4月30日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
			京共第8号	11月15日から 翌年3月31日まで		(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 2統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞鶴湾に限る。
			京共第11号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第11・ 12号	12月1日から 翌年5月31日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第12号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第14号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第15号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第16号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
			京共第19号	12月1日から 翌年4月30日まで		免許漁業の妨害をしてはならない。
京共第27号	11月20日から 翌年2月末日まで	免許漁業の妨害をしてはならない。				

漁調委



3 水事第 387 号
令和 3 年 8 月 20 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）の制限措置等について（諮問）

標記のことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 42 条第 3 項の規定により諮問します。

あわせて、許可の有効期間を下記のとおり定めることについて、法第 58 条において読み替えて準用する第 46 条第 2 項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和 3 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：3 年間（令和 3 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで）

【担当】

京都府水産事務所漁政課 漁業漁船係
水谷 技師

別紙

制限措置	内容
漁業種類	固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）
許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	13名
操業区域	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの点を順次に結んだ線によって囲まれた区域</p> <p>ア点 成生岬灯台から真方位266度5,300メートルの点 （北緯35度35分54秒、東経135度24分15秒の点）</p> <p>イ点 成生岬灯台から真方位316度6,000メートルの点 （北緯35度38分28秒、東経135度24分58秒の点）</p> <p>ウ点 成生岬灯台から真方位16度8,100メートルの点 （北緯35度40分20秒、東経135度29分12秒の点）</p> <p>エ点 成生岬灯台から真方位30度4,500メートルの点 （北緯35度38分14秒、東経135度29分12秒の点）</p> <p>[緯度・経度表記は世界測地系による]</p>
漁業時期	11月1日から翌年3月20日まで
漁業を営む者の資格	京都府舞鶴市宇小橋、宇三浜に住所を有する者

(参考)

条件	<p>(1) 他種漁業の妨害をしてはならない。</p> <p>(2) 刺網1連ごとの両端に、夜間にあつては標識灯火を、昼間にあつては赤色標旗を水面上1.5メートル以上の高さに掲げ、標旗には許可番号、漁業種類、漁業者氏名又は名称を明記しなければならない。</p> <p>(3) 刺網の連数は2連以内で、その総長は、1,000メートル以内でなければならない。</p> <p>(4) 網の目合いは12センチメートル以上、網丈（高さ）は3.6メートル以内の一重底刺網以外のものを使用してはならない。</p>
----	---

第2号議案 広域漁業調整委員会委員の選出について

【理由】

広域漁業調整委員会の委員は漁業法の規定により各都道府県の海区漁業調整委員会によって互選された委員が充てられています。

当海区からは、当初、岡田政義委員が就任されていましたが、令和3年3月31日に委員を退任されました。

その後、5月20日に本委員会で、川崎芳彦委員を選出し、前委員の残任期間を川崎委員が補欠委員として就任されていましたが、現行委員の任期が本年9月30日に満了になりますので、次期委員を選出していただく必要があります。

【添付資料】

資料2-1 広域漁業調整委員会について

資料2-2 広域漁業調整委員会の委員構成

参考資料 日本海・九州西広域漁業委員会委員名簿

【漁業法 第153条第3項】

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各1人

二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者7人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者3人

広域漁業調整委員会について

◆ 委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、平成 13 年の漁業法の改正により国の常設機関として設置。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会も合わせて設置

- ・ 太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
- ・ 瀬戸内海広域漁業調整委員会
- ・ 日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

◆ 委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項（当面は国が作成する資源回復計画に関する事項が中心）について協議調整を行う。

- ① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
- ② 資源回復計画の作成に係る審議
- ③ 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動
- ④ ①に関連する漁業調整

広域漁業調整委員会の海域区分



広域漁業調整委員会の委員構成について

- 1 各広域漁業調整委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海除く）並びに学識経験者で構成し、太平洋、瀬戸内海、日本海・九州西の各委員会の委員数は、それぞれ 28 名、14 名、29 名（計 71 名）です。（漁業法第 153 条）
- 2 また、太平洋と日本海・九州西に設置する部会については、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数は、バランスがとれるようにしています。

構成	区分	太平洋	瀬戸内海	日本海・九州西
海区漁業調整委員会の代表者	当該委員会の区分に設置されている海区漁業調整委員会の委員が都道府県毎に互選した代表者 1 名ずつ	委員会 18 名 〔北部会 6 名〕 〔南部会 12 名〕	委員会 11 名	委員会 19 名 〔北部会 6 名〕 〔西部会 6 名〕 〔九州西 7 名〕
関係漁業者の代表	（上記のものによっては発言されない海区の単位を超えて漁業を行う者の意向を適正に反映させるため）当該委員会の区域内に存する海域において、漁業を営む者を代表すると認められる者から農林水産大臣が選任する者	委員会 7 名 〔北部会 6 名〕 〔南部会 7 名〕	—	委員会 7 名 〔北部会 6 名〕 〔西部会 6 名〕 〔九州西 7 名〕
学識経験者	資源評価、海洋環境、漁業経営分野の専門官等から農林水産大臣が選任する者	委員会 3 名 〔北部会 3 名〕 〔南部会 3 名〕	委員会 3 名	委員会 3 名 〔北部会 3 名〕 〔西部会 3 名〕 〔九州西 3 名〕
合 計		委員会 28 名	委員会 14 名	委員会 29 名

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

道府県互選委員（第5期）：2017年10月1日～2021年9月30日

区分	氏名	現職	
道府県互選	北海道 濱野 勝男	石狩後志海区漁業調整委員会会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会委員	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長	
	新潟県 本間 勉	新潟海区漁業調整委員会委員	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長代理	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会委員	
	福井県 小林 利幸	福井海区漁業調整委員会会長代理	
	京都府 川崎 芳彦	京都海区漁業調整委員会委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会副会長	
	鳥取県 板倉 高司	鳥取海区漁業調整委員会委員	
	島根県 中東 達夫	島根海区漁業調整委員会会長	
	山口県 中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 後藤 政則	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 高平 真二	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 平山 泉	有明海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島 甲山 博明	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	共和水産株式会社 取締役会長
		金子 岩久	東洋漁業株式会社 代表取締役
		濱田 憲志	大祐漁業株式会社 代表取締役専務
		土門 哲也	カネタメ水産株式会社 代表取締役社長
		小林 東洋志	光春丸株式会社 代表取締役
		宮本 洋平	有限会社昭和수산 専務取締役
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次	東京海洋大学 教授
		合瀬 宏毅	元NHK解説主幹

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

**第3号議案 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会
日本海ブロック会議に提出する議題について**

【理由】

当海区から全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望議題について、御審議をお願いします。

【添付資料】

1 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

資料3-1 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について（案）

2 クロマグロの資源管理について

資料3-2 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について（案）

3 ミニボートの安全対策について

資料3-2 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について（案）

参考資料 前年度

「全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望書」

「全国海区漁業調整委員会連合会要望書」

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>京都府沿岸における大中型まき網漁業の操業禁止区域は、沿岸から 3 海里までと他海区よりも著しく狭く、同漁業の漁場は沿岸漁業の漁場と競合している。そのため、本府沿岸では大中型まき網漁業の違法操業の疑いや操業を巡るトラブルが永年続いている。</p> <p>操業禁止区域は設定から 50 年以上も見直しがなされていないが、この間、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は急速に発達し、その漁獲圧は増大している。それゆえ、競合漁場における同漁業による資源の先獲りや、未成魚・産、卵親魚の大量漁獲が、沿岸資源に与える影響も大きくなっていると考える。また、最近では国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が一方向的に検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>そこで、大中型まき網漁業との操業を巡るトラブルをなくし、今後、沿岸漁業者が安定した操業を安心して実施できるよう、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大中型まき網漁業の操業禁止区域については、長年変更が行われておらず、現在のまき網漁業漁船の設備、漁労技術等が十分勘案されたものになっていない。沿岸漁業者がまき網による資源の先取り、未成魚や産卵親魚の大量漁獲の影響を受けないよう、見直しを行うこと。 2 沿岸漁業者とまき網漁業者との操業を巡るトラブルや相互の不信感を解消させるため、まき網船の附属船全船への VMS 設置を早急に進める等、不完全な VMS の情報システムの改善を図るとともに、VMS 情報を積極的に活用した指導取締を行うこと。 3 新たな資源管理体制の下、沿岸漁業者と大中型まき網船団がトラブルのない漁場利用を進めていくための話合いの場を定期的を開催すること。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、水産庁として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。 	

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	クロマグロの資源管理について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>平成 30 年からの数量管理により、クロマグロ小型魚 (30kg 未満) 及び大型魚 (30 kg 以上) それぞれについて厳格な管理が求められるようになった。本府沿岸では本種は主として定置網漁業で漁獲されている。同漁業は資源に対して優しい受け身の漁法であるが、同じサイズの多様な魚種が同時に入網することから、特定魚種の選択的な漁獲は困難である。したがって、クロマグロの混獲回避作業には相当の労力を費やしており、操業自体を停止する等、漁業経営にも多大な影響が出ている。さらに、漁獲状況の取りまとめや報告等の現場における事務も増大している。</p> <p><u>一方、クロマグロを含め特定水産資源の資源管理については、都道府県の資源管理方針で、当該都道府県に住所や事業所のある者が特定水産資源を採捕する場合は、当該都道府県で管理（属人管理）することとなっており、住所地から離れた海域で操業するまぐろ延縄漁業等については、都道府県による操業実態の把握は困難である。</u></p> <p><u>また、令和 3 年 6 月からは、委員会指示により、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告について義務づけられたが、遊漁者に対し、未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐり漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</u></p> <p>については、クロマグロの資源管理を円滑に実施するにあたり、下記事項を要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定置網の操業に支障を来さないよう、漁獲可能量の配分について十分に配慮するとともに、採捕数量が漁獲枠に達しても操業を続けられるよう、効果的な再配分方法や管理手法を早急に確立すること。 2 資源管理の取り組みにより、漁業者が休漁して減収が強いられる場合には、十分な支援措置等を講じること。 	

- 3 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。
- 4 現行の広域漁業調整委員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について再検討するとともに、まぐろ延縄漁業等については、遊漁と同様に国による管理についても検討を行うこと。
- 5 遊漁者及び遊漁船業者に対し、国に対する採捕実績の報告については、漁業者の漁獲報告のように迅速にかつ漏れのないよう徹底すること。
- 6 また、資源管理の制度及びその重要性について広く国民に周知し、国が操業自粛や採捕停止の基準を示し、強く指導すること。

令和 3 年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望議題について(案)

京都海区漁業調整委員会

継続要望	
議題	ミニボートの安全対策について
<p>提案理由、要旨等</p> <p>小型船舶操縦免許や船舶検査が不要であるミニボートは手軽に楽しめるボートとして急速に普及している。これに伴い、ミニボートに関連する事故、トラブル等の発生件数が増加している。ミニボートは小型であるが故に、他船から視認しづらく、レーダーにも映りにくい。また、海上の基本的なルールを知らずに操縦するユーザーが多く、漁業者の安全な航行、操業等を脅かす存在となっている。</p> <p>については、漁業者等、海面を利用する者の安全を確保するため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 ミニボートに関連する事故、トラブルをなくすため、国において、ミニボートユーザーに対する安全講習会受講を義務付ける等、全てのミニボートユーザーが基本的な安全知識を確実に習得できるよう働きかけていくこと。</p> <p>2 海面を利用する者の安全を確保するため、ミニボートの航行範囲の制限及び夜間航行の禁止措置等を早急かつ確実に講じること。</p>	

令和3年度日本海ブロック要望一覧

継続 要望	1	太平洋クロマグロの資源管理について
	2	海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について
	3	沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整および制限について
	4	漁業法改正後の資源管理について
	5	大和堆における外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について
	6	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について
	7	北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について
	8	プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について
	9	ミニボート利用者の資源管理と危険行為の防止について
新規 要望	1	スピアフィッシングに対する指導強化について

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

新規要望	○継続要望
<p>議 題</p> <p style="text-align: center;">太平洋クロマグロの資源管理について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>我が国沿岸の資源である太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の合意に基づき、平成27年から国内で漁獲されるクロマグロ小型魚の資源管理が開始され、平成30年7月より罰則を伴うTAC法による数量管理に取り組んでいる。さらに、小型魚に加えて30kg以上の大型魚についても同様の数量管理が求められることとなった。しかし、漁獲枠の配分については、漁業種類および地域ごとの差があり、その配分について不満の声が出ている。</p> <p>資源管理により、国際機関による最新の資源評価では、クロマグロ親魚量が増加傾向にあり、漁獲枠を20%拡大した場合においても、2024年までの暫定回復目標の達成がほぼ確実であることが示されている。</p> <p>しかし、現状、零細な漁業者が多い沿岸漁業に対して割り振られている漁獲枠は十分とは言えず、資源管理を行う上で発生する負担が経営に多大な影響を与えている。</p> <p>特に、定置網漁業については、まき網漁業のように選択的に漁獲を行うのではなく、受動的で多くの魚種を漁獲対象とした漁業であり、混獲されるクロマグロの漁獲量制限により、放流や一時休漁などを強いられ、通常操業に支障が生じている。漁業者は資源管理の実施に伴う操業に不安を感じているため、漁獲量規制を漁業者に強いるだけでなく適切な資源管理手法の確立が必要である。</p> <p>沖合漁業においても、クロマグロは重要な漁獲対象魚種である。沿岸・沖合漁業双方の漁業経営に支障が及ばない範囲内で持続可能な取り組みを重ねて行くことが重要であることから、適宜適切な資源評価に基づいた漁獲枠の融通を促進するなど、できる取組の制度を整える必要がある。</p> <p>また、資源管理による資源の維持回復のためには、漁業者のみならず遊漁者等も一体となった取組が必要であるが、遊漁者に対し未だその制度等の周知が不十分であり、クロマグロの釣獲をめぐる漁業者から制度を理解していない遊漁者等への不満の声が大きくなっている。</p> <p>これらのことから、下記事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国内全体で漁獲枠を遵守するため、国において漁獲枠の配分の考え方を見直す際には実績配分以外の観点も考慮すること。</p>	

- 2 漁獲枠の拡大を早期に実現し、漁獲枠が増大された際には、多様な魚種が入網する状況下で、日々クロマグロの資源管理に尽力している定置漁業などの沿岸漁業に対して十分な漁獲枠を配分するよう配慮すること。
- 3 大中型まき網漁業を含む各種漁業の小型魚漁獲実態について、具体的な漁獲方法、漁獲サイズ、単価、流通形態、経営体数、歴史的経緯、地域経済における重要性など、総合的・多角的な調査・比較検討を行い、我が国全体で小型魚保護による経済的損失等を極力減らし、より効率的で効果的な小型魚保護対策を検討すること。
- 4 定置網漁業の不規則な漁獲特性に配慮し、枠の融通についてより機動的に行われるよう手続きの簡素化を図り、枠の有効活用を促進すること。
- 5 定置網は漁具の特性上、一度入網したクロマグロを活力ある状態で再放流するには技術的課題が多い事、大型魚については危険を伴うことから、改良漁具の開発等、混獲回避や効果的な再放流の手法を早期に確立し、普及のため導入支援策について引き続き検討すること。
- 6 やむを得ず放流した個体がへい死した場合でも、これが海上投棄と見なされぬよう海上保安部にもクロマグロの資源管理の取組について情報共有し、理解を得ること。
- 7 放流のための技術が確立されていない中、資源管理の強化に伴い、休漁を余儀なくされる場合が想定されるため、引き続き経営支援策を継続し、また更なる支援策を検討すること。
- 8 クロマグロの安定した産卵量を確保するために、大中型まき網漁業による産卵期や産卵場における操業を制限するなどの対策を強化すること。
- 9 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進すること。漁業者が今後とも資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。
- 10 現行の広域漁業調整員会の承認制による沿岸クロマグロ漁業の許可のあり方や承認の条件、運用の仕方について、知事許可、県海区委の承認制による管理にする等、県の漁獲枠を漁業者の意見を聞きながら県の裁量で管理出来るよう次期切り替え時に合わせて再検討すること。
- 11 遊漁者及び遊漁船業者に対し、資源管理の制度及びその重要性について広く周知徹底し、国が操業自粛や採捕停止を強く指導すること。

- 12 漁獲報告については、現場での事務負担の軽減が図れるようなシステムを構築すること。
- 13 資源管理の推進にあたっては、沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう、十分な説明を尽くすこと。

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

新規要望	○継続要望
<p>議 題 海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>我が国周辺のマイワシ資源は、気候と海洋環境、海洋生態系が数十年規模で変動するレジーム・シフトの影響により、低温期に転じた1970年以降に生き残りがよくなって資源量が増加し、高温期に転じた1988年以降、資源量が減少した。大中型まき網漁船は、マイワシ資源減少により、漁獲対象を沿岸漁業の利用するスルメイカやマグロに拡大、特にマグロは集魚装置による小型魚漁獲や産卵場での親魚漁獲など、資源への大きな影響が課題となっている。</p> <p>日本海はレジーム・シフトの影響に加え、地球温暖化の影響により世界で一番水温が高くなった海域とされており、海洋環境の変化・変動により水産資源減少や漁場縮小・漁期短縮となり、沿岸漁業の漁獲量・漁獲金額は長期的に減少傾向となっている。</p> <p>これらのことから、以下について国に対して特段の措置を要望いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海洋環境の変化・変動に適切に対応した効果的な資源管理、増養殖技術開発、資源有効利用、漁家・漁協経営安定の方策を早急に検討すること。 2 資源管理の強化にあたっては、中小零細な沿岸漁業者の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するために十分な対策を講じること。 3 各種水産資源の資源量、漁場形成と海洋環境の関係についての研究を推進し、海洋環境、水産資源の詳細な現状把握と予測技術開発を進めること。 4 漁獲効率の大きい大中型まき網漁船については、海洋環境・水産資源の変化・変動に対応した適切な操業調整を行い、新規魚種拡大は抑制すること。 	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

新規要望	○継続要望
<p>議 題 沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整および制限について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>大中型まき網漁業は漁獲能力が高く、沿岸域、特に天然礁においては、依然として大中型まき網漁業による沿岸漁業の重要魚種であるマダイ、ブリ、アジ、サバなどの大量漁獲が頻繁に認められており、大量漁獲による魚価への影響並びに資源の悪化が懸念されている。さらに、クロマグロの資源管理の強化に伴い、今後、漁獲努力量がこれら魚種へ移行する恐れがあるため、沿岸漁業者の経営に対する影響が危惧される。沿岸の天然礁については、元来から優良漁場として利用・保護されてきており、漁業者の自主的な取組のほか、遊漁船業者・プレジャーボート遊漁者とも調整を図るなど、沿岸漁業者が資源の持続的利用に努めている。</p> <p>現在、水産政策の改革においてTAC対象魚の拡大やIQ制度導入に伴うトン数規制の撤廃などの検討が行われているが、TACやIQなどの資源管理制度を導入しても、操業場所が局所的に集中すれば、当該場所を操業する沿岸漁業者にとって大きな影響を受けると考えられる。</p> <p>大中型まき網漁業の操業禁止区域は設定から50年以上も見直しがなされておらず、一部の禁止区域が著しく狭く、沿岸漁業者との操業をめぐるトラブルが続いている。また、大中型まき網漁業の設備、漁労技術等は現在までに急速に発達し、漁獲圧は増大しており、最近では国によって、資源管理手法の抜本的な見直し等による漁船の大型化が検討されていることから、沿岸漁業者の不安はさらに高まっている。</p> <p>また、大中型まき網漁業の光力規則違反や禁止区域内における魚群探索等の違反操業の疑念が根強くあり、沿岸漁業者側には依然として大中型まき網漁業の規制強化について強い要望がある。現在、船舶位置監視システム（VMS）が全船団の網船に、さらに平成29年の「指定漁業の許可等の一斉更新」においては、限定的ながら付属船へのVMS設置等が義務付けされ、違反操業の抑止効果の向上が期待されている。しかしながら、VMS設置が網船以外は限定されていることや、その運用においては、本県沖で情報が取れなかった事例も発生するなど、違反操業の抑止効果には未だ疑問がある。</p> <p>については、沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整及び天然礁周辺を中心とした沿岸漁業の重要な資源の持続的な利用を図るため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	

- 1 沿岸漁業者と大中型まき網漁業者間の調整のための話し合いの場を継続的に設定し、当事者間の漁場利用に係る合意形成に向けて積極的な指導・調整を行うこと。特に、まき網漁船の大型化が図られる際には、水産庁として事前に沿岸漁業関係者との操業内容や条件に関する協議を行うこと。
- 2 沿岸漁業の重要な漁場周辺でのまき網漁業の規制や操業海域の見直しについて、協議の場で積極的な指導・調整を行うこと。また、必要に応じて大中型まき網漁業の操業を禁止（自粛）する措置を講じるなど、沿岸漁業者の操業を確保すること。
- 3 大中型まき網漁業の操業禁止区域について見直しを行うこと。
- 4 沿岸漁業と大中型まき網漁業とで共通に漁獲されている沿岸漁業の重要魚種に対する適切な資源管理を講ずること。また、大中型まき網漁業に対し、日本海ブリの未成魚の漁獲を制限する措置を講ずること。
- 5 大中型まき網漁業者に対して、沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置を周知するとともに、当該取組みへの参画及び遵守するよう積極的に指導を行うこと。
- 6 水産政策の改革において「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」との内容があるが、制度改正を進めるにあたっては事前に沿岸漁業者の十分な理解を得るとともに、沿岸漁業と競合する漁場については、入口規制も含め、沿岸漁業者に配慮したバランスの良い規制を行うこと。
- 7 大中型まき網漁船の本船だけでなく、灯船等（付随する関係船舶）へのVMS設置を徹底し設置情報を公表するとともに、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導・取締りを強化しその結果を公表すること。その他、大中型まき網漁業の光力規制をはじめとした各種規制の取締強化を行うこと。

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

新規要望	○継続要望
<p>議 題</p> <p style="text-align: center;">漁業法改正後の資源管理について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>平成 30 年 12 月の漁業法改正による、水産政策の改革では新たな資源管理システムの構築として、TAC 対象魚種の拡大や個別の漁獲割当て制度（IQ）の導入など、資源管理の強化が改革の大きな柱の一つとなっている。</p> <p>TAC 配分においては、これまで「若干量」とされてきた小規模な漁獲に対しても、すべて具体的な数値が示されることになっている。小規模な漁獲に対する具体的な数値の配分については、クロマグロにおける混乱が記憶に新しく、特に沿岸の零細漁業者には、その際に抱いた不平が根強く残っている。</p> <p>改革の柱である資源管理の意義については理解できるものの、急激に TAC 対象魚種を増やすことになれば、漁法によっては操業の自由度がなくなる等、漁業経営に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、TAC 管理に追加する魚種や管理方法等について、早い段階から丁寧に説明し、漁業関係者が納得したうえで行うことが重要である。</p> <p>また、沿岸の零細漁業は、離島や過疎地域等の条件不利地域にとって欠くことのできない貴重な産業であり、資源管理における負担の平等性とは別の観点が必要である。</p> <p>については、水産政策の改革に伴う資源管理を推進するにあたり、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業者が、TAC 制度を基本とする資源管理に安心して取り組めるよう、対象魚種の追加などに際しては、関係者への説明を通じて十分な理解を得ながら進めること 2 選択的に漁獲ができない定置漁業や地先来遊の資源に依存する零細な自営漁業等については、漁業の特性を考慮した漁獲可能量の配分を行うなど、地域にとって重要な沿岸漁業が採捕停止に追い込まれない資源管理の仕組みを構築すること 3 零細漁業に対しやむを得ず減収等が生じた場合でも、経営を維持できるよう、適当な支援策を設けること 4 遊漁者の採捕分の管理について、数量把握や採捕抑制の法制化など、具体的な対策を国の責任において早期に進めること 	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

新規要望	○継続要望
<p>議 題 大和堆における外国漁船の取締強化と漁業者の安全確保について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>日本海の我が国排他的経済水域内に位置する大和堆は、いか釣り漁業や底びき網漁業の好漁場になっている。</p> <p>平成29年6月以降、数百隻規模の北朝鮮籍や中国船籍とみられるいか刺し網漁船や虎網等の大型船により、スルメイカの無秩序な漁獲、日本漁船の近くでの操業及び漁場の違法占有等の事案が発生している。</p> <p>こうした違法な操業は依然として続いており、我が国漁船の操業や航行に支障が生じている。また、昨年は武装した外国船が確認されたことから、一時的に我が国漁船が漁場を移動せざるを得ない状況となったほか、スルメイカ資源への悪影響が危惧される状況となっている。さらに温暖化等によるスルメイカ資源への悪影響もあいまって、いか釣り漁船の経営は非常の厳しい状況となっている。</p> <p>暫定水域等においても、韓国あるいは中国漁船による違法または無許可操業のほか放置漁具により、我が国底びき網漁業の操業に支障が出ている。</p> <p>国（水産庁）が、令和2年度に漁業取締船を45隻に増やし、さらに新規に大型取締船を2隻建造（令和3年度竣工予定）するなど取締強化を行ってきたことについては把握している。</p> <p>しかし、漁業者は引き続き大きな危険にさらされており、今後操業が制限される恐れもあることから、下記の事項について要望するものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大和堆をはじめとした日本海の我が国排他的経済水域内において、違法操業を繰り返す外国漁船への取締りを強化し、我が国漁船の操業の安全を確保するとともに漁業経営の存続支援をすること。 2 大和堆の日韓暫定水域において、放置漁具による漁場の荒廃を防ぎ、安心した操業を継続するため、海底清掃に係る民間合意が滞らないよう、国が積極的に関与すること。 3 海底清掃の実施後も回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。 	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

新規要望	○継続要望
<p>議 題 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>新日韓漁業協定の締結に伴う暫定水域の設定から 20 年が経過した。</p> <p>これまで、官民両面から、同水域内の操業秩序の確立に向けた交渉が続けられてきたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具・漁具被害は改善されないどころか、年々悪質・巧妙化し、大量の密漁漁具が我が国漁業者による海底清掃により回収されている。</p> <p>我が国の漁業者においてはトラブルを避けるため暫定水域において満足に操業できない状態が続いている。操業が可能な僅かな漁場では、漁獲対象資源が枯渇し、既に漁場として機能していない現状が確認されている。国立研究開発法人水産研究・教育機構によると、暫定水域内は甲幅 90mm 以上のズワイガニが E E Z 内に比べ極端に少ないとされている。</p> <p>また、島根県隠岐郡隠岐の島町所在の竹島は歴史的にみても国際法に照らしても、我が国固有の領土であることは明白であるにも関わらず、半世紀以上に亘り韓国に不法占拠され、我が国の主権が行使できない状況にある。日韓漁業共同委員会交渉においては、韓国による漁業指導船派遣、日韓操業規制検討協議会の開催等、多少の進展が見られるが、基本的な問題は解決されていない。</p> <p>これらのことから、日本海における漁業秩序の確立のため、領土問題を早期に解決し、排他的経済水域の境界線を画定、暫定水域を撤廃すべきであるとして、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 竹島の領土権を早急に確立すること。 2 排他的経済水域の境界線を画定することにより、暫定水域を撤廃すること。 3 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、国が調整すること。 4 取締船の常時配備や緊急連絡体制の整備など必要な措置を講じ、引き続き外国漁船の無秩序な違法操業の取締り強化を行うとともに、根絶のための抜本的な対策を行うこと。 	

- 5 国は韓国政府に対し、暫定水域内での操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請し、暫定水域内の資源の状態および韓国漁船の操業実態を適確に把握すること
- 6 影響を受けている漁業者に対する支援事業を継続するとともに、投棄漁具回収の効果向上を図る時期の見直しなど、情勢に合わせた柔軟な運用を行うこと。

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

新規要望	○継続要望
<p>議 題 北朝鮮の弾道ミサイル発射等に対する漁業者の安全確保について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>北朝鮮により繰り返されてきた弾道ミサイル発射や核実験は、平成30年6月の米朝首脳会談を機に挑発的な行動は一時的に収まっていたが、令和元年5月以降、再三にわたり軍事挑発を繰り返し、北朝鮮の核、ミサイル廃棄は先が見えない状況となっています。</p> <p>また、令和元年10月には、能登半島沖の我が国排他的経済水域内において、北朝鮮籍と思われる漁船と水産庁の漁業取締船の衝突事故も発生しております。日本海で操業する漁業者およびその家族は、依然として命の危険にさらされ続けることに対して、大きな不安感を抱くとともに強い憤りを感じているところです。</p> <p>政府は、警戒監視、情報収集を続け、日本海で操業する漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を尽くしていただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本海で操業する漁業者の声を受け止め、あらゆる手段を講じて北朝鮮の暴挙を阻止すること 2 警戒監視、情報収集を続け、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。 	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

新規要望	○継続要望
<p>議 題 プレジャーボート利用者に対する賠償責任保険の加入の義務化について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>プレジャーボートの賠償責任保険については、PR活動や漁船損害等補償法改正により漁船保険組合が引き受けられるようになるなど加入促進が図られている。しかしながら、その保険加入率は1割程度とされており、プレジャーボートの大半は無保険船で、とりわけ出航日数の少ない船に無保険船が多いものと推察される。漁船との事故や漁具破損を起こした場合、無保険船では、休漁補償や漁具被害の弁償が困難であるためトラブルに発展する事例が生じており、漁業者の安定操業の確保のため、漁場における漁船・漁業被害の補償制度の強化として下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 プレジャーボートの利用者に対して賠償責任保険の強制加入を法制化すること。 2 法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。 3 賠償責任保険の強制加入が法制化されるまでは、任意保険への加入促進のため、より実効性のある取組みを強力的に推進すること。 	

新規要望	○継続要望
<p>議 題 ミニポート利用者の資源管理と危険行為の防止について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>ミニポートは、船舶安全法に基づく船舶検査、船舶職員および小型船舶操縦者法に基づく小型船舶操縦士免許の適用除外になっており、その手軽さから利用者が増加している。</p> <p>しかし、その利用者の多くは海の基本的なルールだけでなく、ミニポートが気象および海象の影響を大きく受けやすいこと、他船からの視認性が低いことなどを知らない状況にあり、日本小型船舶検査機構によりまとめられた「ミニポートに係る海難実態基礎調査報告書（平成29年3月）」においても、そのことが裏付けられる結果が示されている。</p> <p>これらの特性を認識しないまま、沖合での航行や港周辺での遊漁を行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じている。</p> <p>一旦事故が発生すれば、その救助活動の多くを漁業者が負担しているのが現状であるが、ミニポート利用者が保険に加入していることは多くなく、漁業者への補償は十分になされていない。</p> <p>また、海区漁業調整委員会指示及び漁業者や遊漁船業者等が実施している資源管理の取組についても、ミニポート利用者への周知が難しく、資源への悪影響も危惧されている。</p> <p>については、漁場や資源の適切な管理ならびに漁船とミニポートとの衝突等の危険やトラブルを回避するため、下記の事項について要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 海面利用者相互の安全を確保するため、ミニポートの航行範囲の制限および夜間航行を禁止すること。 2 ミニポート利用者への保険加入を促進し、漁業操業を妨害した場合や救難活動を行った場合の損害を補填する体制を構築すること。 3 ミニポート購入者に対する安全講習会受講を義務づけるとともに、資源管理や安全航行に関する意識啓発を効率的に行えるよう、ミニポート所有者の組織化を図る等、新たな対策を検討するよう国土交通省へ働きかけること。 	

全国海区漁業調整委員会連合会提出案

全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック

○新規要望	継続要望
<p>議 題</p> <p style="text-align: center;">スピアフィッシングに対する指導強化について</p>	
<p>提案理由、要旨等</p> <p>近年、レジャーの多様化や安価な製品が手に入りやすくなったことから、小型船舶操縦者免許や船舶検査が不要な当該ミニボート等の利用者が増加しています。また、テレビ番組や動画サイト等の影響等から、比較的簡単に装備を揃えることができるスピアフィッシングの愛好者が増加しています。</p> <p>それに伴い、両者と漁業者間でのトラブルも多く発生しています。</p> <p>当該利用者による航路上や漁港内、建網漁場等での無秩序な釣り等による漁業者とのトラブルや、小型であるが故に漁船から視認しづらく衝突事故等の件数も増加傾向にあり、漁業者側からもミニボート等及びスピアフィッシングに対する規制強化の要望があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について特段のご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 スピアフィッシング利用者に対する安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。</p>	

参考資料②

要 望 書

全国海区漁業調整委員会連合会

令和3年度 全漁調連要望書

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目的として水産改革関連法（漁業法等の一部を改正する等の法律）が平成30年12月に成立し、70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。

漁業法では「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」が明記され、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

一方、全国を挙げて新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む中で、我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、様々な問題が山積しています。

特に、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

また、「沿岸漁業と沖合漁業との競合」、「クロマグロをはじめとする広域回遊種の資源管理の調整」及び「プレジャーボート等の遊漁と漁業の摩擦」など、解決方法がなかなか見えないような深刻な課題も依然として続いています。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴い、国内外で生じている水産物の安全性に関する風評による需要の低迷は、全国各地の水産業に今なお影響を与えています。

沿岸漁業にとって、漁業資源を有効に利用しながら、将来にわたり漁業を営んでいくためには、これらの課題の解決が不可欠です。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和3年5月21日開催の第57回通常総会(書面議決)により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和3年6月

全国海区漁業調整委員会連合会
会 長 鈴 木 精

要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロ資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 外国漁船問題等について
- VI 海洋性レジャーとの調整等について

I 海区漁業調整委員会制度について

海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。

今回の漁業法施行により、海区漁業調整委員会の機能の拡大も求められる中、その運用には国や都道府県、漁協等とも連携し万全を期して取り組むとともに、今後とも漁業調整機構の運用により水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという漁業法の目的のもと、海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。

また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必要不可欠です。

つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。

1 海区漁業調整委員会制度の堅持

海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。

2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保

海区漁業調整委員会が、今後とも漁業調整機構としての役割発揮と新たな役割に対応するため、安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。

3 新たな漁業関係法令の改正について

令和2年12月に改正漁業法が施行され、新たな制度が開始されるとともに、令和3年4月からは新たな体制で海区漁業調整委員会が運営されることになることから、その適切な運営が確保されるよう、国

は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。

4 【新規】改正漁業法施行後の事務の円滑化について

改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。

また、そのためのシステムの構築と運営方法の明確化を図ること。

5 【新規】水産政策の改革について

① 新たな制度の円滑な運用にあたっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。

② 改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対し速やかに技術的助言を行うなど適切に指導・助言を行うこと。

II 沿岸漁場の秩序維持について

近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反（密漁）が後を絶たず、その対策が強く求められています。

密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。

改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。

一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体がさらなる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことが必要です。

つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。

1 違法操業の取締強化等

組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギの密漁等に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁については今後も協力・連携体制を充実していただき、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。

2 「密漁もの」の流通防止

市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようなより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。

また、違法漁獲物の流通防止のための規制の施行に向けて、関係者への周知を行うとともに、現場に過度の負担とならないよう必要な措置を講じること。

なお、シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて国の主導で平成27年から数量管理が導入され、平成30年からはTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されています。

漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊が稀であった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。

つきましては、影響を受ける漁業者が将来にわたりクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。

1 クロマグロ資源の適正利用

① 資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等

北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を初めて100%としたことなどを踏まえ、WCPFCにおいて、今後とも、漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。

また、平成30年7月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。

② 漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等

漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みや県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。

また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。

なお、資源管理の推進にあたっては、魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明と瀬戸内海等での来遊調査を行うこと。

2 定置網等における管理手法の確立および支援措置

① 漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等

定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保などの仕組みを確立すること。

② 漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設

定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な再放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。

また、漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安庁との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。

このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。

③ 漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等

数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後と

も漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。

漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。

④ 漁獲状況を把握するシステム構築

漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。

3 遊漁者等の操業自粛措置

遊漁者および遊漁船業者に対し、国が操業自粛を強く指導するとともに、採捕禁止も含めた全国的な規制の導入をすること。

IV 沿岸資源の適正な利用について

水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。

一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和元年7月に北太平洋漁業委員会（NPF C）で、サンマ漁獲割当量は合意されたものの、国別の割当は来年以降に検討されることとなっており、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。

クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかという不安も募っています。

また、新たな漁業法のもとでは、TAC対象魚種の拡大やIQの導入等による新たな混乱の発生、大臣許可漁業では一定の条件を満たせばトン数規制の撤廃も可能とされており、沿岸の小型船が出漁できないような荒天時にも操業可能となり、高価格の漁獲物をより効率的に漁獲できるようになる恐れもあります。

つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。

1 沿岸漁業と沖合漁業の調整

- ① 沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。
- ② 沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に行っている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。
- ③ カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。
- ④ レジームシフトなど海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、

マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。

- ⑤ いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入にあたっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。

2 マサバ太平洋系群の適正利用

- ① 安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の漁獲枠を資源に影響が及ばないよう設定すること。
- ② 目標管理基準値は、レジームシフトなどの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。
- ③ 漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。

3 カツオ資源の適正利用

近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と

取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。

4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用

外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響を科学的に評価し、資源量に基づく漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効性ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。

5 沖合漁業の操業秩序の確立

① 大中型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等（付属船）へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。

なお、VMS航跡情報の運用・活用については、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のためにも、許可条件とするなど国の責務として積極的な改善を図ること。

② VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。

6 沿海地区における発電事業への対応について

① 沿海地区において石炭火力発電・バイオマス発電事業を計画した場合には、法的アセスメントのみならず、事業を開始する前及び事業開始後も海洋環境調査等を実施し、当該事業計画地域の漁業への影響を確認するための仕組みを構築すること。

- ② 小規模火力発電事業の実施にあたっては、当該事業実施地域の地元沿岸漁業者への説明責任を果たし、十分に理解を得るような仕組みを構築すること。

7 改正漁業法における新たな資源管理措置等について

- ① 新たな資源管理の検討にあたっては、自主的な資源管理措置を尊重し、TACのみを前提とすることなく漁業現場の実情に即した資源管理が可能となるよう十分配慮すること。また、前年漁期において取り残したTAC数量を次年に繰り越しできるように弾力的な運用を要望する。
- ② IQ導入によるトン数制限の撤廃など新たな資源管理措置により、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明を丁寧に行い、漁業の実態を踏まえた実行可能性を考慮し、新たな資源管理措置を漁業者等の理解と合意のもとに進めるなど、慎重な対応をすること。
- ③ 漁獲可能量の配分は、選択的に漁獲ができない定置漁業など沿岸の零細漁業の経営に十分配慮するとともに、やむを得ず減収等が生じた場合は、経営を維持するための十分な対策を講じること。
- ④ 遊漁者の管理について、数量把握や採捕抑制のための具体的な対策を国の責任において早期に進めること。

V 外国漁船問題等について

近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方的に占拠される等の状況が続いています。

また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担と

なった他、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。

さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるイカさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国イカ釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。

外国漁船は、資源管理の必要性を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年の8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的経済水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。

また、平成30年6月の米朝首脳会談を機に落ち着いていた北朝鮮による弾道ミサイル発射は、令和元年5月以降繰り返し行なわれ、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。

つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。

1 排他的経済水域の境界の画定

竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。

2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理

① 日台漁業取り決め適用水域から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域

及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。

② 日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のP I 保険への加入義務化を促すこと。

③ 我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国の排他的経済水域内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。

日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。

④ 中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。

サンゴ網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業の再発防止、放置されたサンゴ網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。

また、北緯27度以南の海域について日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう、日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。

⑤ 地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保のため、操業条件の緩和と国による支援並びに積極的な外交交渉を行うこと。

- ⑥ 我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害について、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。

また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。

3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保

- ① サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻ならびに人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。
- ② 中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう必要な対策の強化を講じること。
- ③ 外国漁船等の我が国海域への避泊にあたっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。
- ④ 北朝鮮のミサイル発射については、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。

4 被害の救済

韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するサンゴ網等、外国漁船による違法な操業や投

棄漁具等による被害の救済のため、漁場機能維持管理事業等による対策を充実、強化すること。

VI 海洋性レジャーとの調整等について

海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボート等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。また、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボート等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。

中でも、規制緩和により免許・登録が免除されたいわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国においても民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、今後、オリンピック等開催に伴う海洋性レジャー人口の増加や気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加を防止し、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。

また、プレジャーボート、ミニボートともに海難事故が発生すると、その救助活動の多くを漁業者が負担している一方で、事故を起こした利用者が十分な保険にも加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償など事故後の処理においてトラブルがさらに拡大することも珍しくありません。

つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。

1 遊漁と漁業の調整

① 遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施

地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。

② プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化等、新たな対策の検討

法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボートを利用する遊漁者の把握や組織化の推進などの新たな対策を検討すること。

③【新規】スピアフィッシングに対する指導強化

スピアフィッシング利用者に対する安全教育や業界への指導・普及啓発を強化すること。

2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止

プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化にあたっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。

さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。

3 ミニボートによる危険行為の防止

① 安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置

海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置の設置を義務化すること。

② 海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施

ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要

であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。

③ 安全講習の義務化と所有者リストの整備

商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動に必要な不可欠となる、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある方策を、早急に検討すること。

④ ミニボートの保険加入義務化

日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険に船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を確実に補てんするため、保険への加入率の向上を図るとともに、義務化を検討すること。

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する
取扱方針の変更について

【内 容】

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する
取扱方針について、変更が予定されていますので、
報告します。

【添付資料】

報告資料 1 - 1

令和3年8月 日

京都府水産事務所

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の
改正について

このことについて、下記のとおり改正することを検討していますので報告します。

記

1) 第4 (審査の方法等) の第2項ただし書きに入会申請を追加

理由：第4の第2項本文は、同一人が複数の許可を保有することにより新規参入が不当に阻害されることのないよう規定したものである。入会申請においては、業界間での協定に基づき、漁業者間で調整されたうえでの申請であり、そのため、同一人が複数の許可を保有するような状況となっても新規参入を阻害するものには該当せず、従って、規則第9条 (許可又は起業の認可をしない場合) に掲げる「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」には該当しない。

2) 第6として起業の認可の有効期間を新設

理由：当該方針の施行に伴い廃止された「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」(S60.6.18 付け) に規定されていた起業の認可の有効期間の規定が、方針に反映されていなかったため今回新設する。

なお、認可の有効期間は、10箇月 (やむを得ない場合は延長可能) として規定する。

3) 第6の新設に伴う番号の修正 (第7、第8)

4) 第1及び別表等の文言の修正

担当	漁政課漁業漁船係 水谷技師
TEL	0772-22-4438

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針

現行	改正案	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1 漁業法(昭和24年法律第267号)(以下、「法」という。)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)(以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる漁業の許可_____に関する取扱いについては、法及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(審査の方法等)</p> <p>第4 (第1項略)</p> <p>2 規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一人が同種の漁業種類について2以上の許可又は起業の認可を申請する場合をいう。</p> <p>ただし、_____</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 漁業法(昭和24年法律第267号)(以下、「法」という。)第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び京都府漁業調整規則(令和2年京都府規則第54号)(以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いについては、法及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>(審査の方法等)</p> <p>第4 (第1項略)</p> <p>2 規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一人が同種の漁業種類について2以上の許可又は起業の認可を申請する場合をいう。</p> <p>ただし、<u>京都府に住所を有しない者が</u></p>	<p>起業の認可の有効期間の規定を第6(新設)に追加したため。</p> <p>入会は、同一人が2以上の申</p>

小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）については、複数の漁船を所有する漁業者であって、海域により使用する漁船を変更するなど、許可を受けた複数の漁船を同時に使用しない場合を除く。
（第3項省略）

第5（略）

（新設）

（申請書等の提出先）

第6（略）

（許可証）

第7（略）

附則

この方針は令和3年2月19日から施行す

制限措置に基づき申請する場合及び小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）のうち、複数の漁船を所有する漁業者であって、海域により使用する漁船を変更するなど、許可を受けた複数の漁船を同時に使用しない場合を除く。
（第3項省略）

第5（略）

（起業の認可の有効期間）

第6 規則第7条第2項に規定する知事が指定する期間は、認可の日から10箇月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長した場合は、その延長した期間を加算した期間とする。

（申請書等の提出先）

第7（略）

（許可証）

第8（略）

附則（令和3年2月19日）

この方針は令和3年2月19日から施行す

請をしたとしても漁業調整が図られていると判断できる。

本取扱方針の施行に伴い廃止することとなった小型機船底びき網漁業許可取扱要綱の規定を反映。

第6の追加に伴う修正

同上

る。
「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」(昭和60年6月18日付け)は、廃止する。

(別表1)

漁業種類	操業区域	条件
手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	京共第1号	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)同時に使用する網漁具の数は2統以内。

漁業種類	漁業を営む者の資格	条件
ア はまち底刺網漁業	京丹後市久美浜町に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (3)使用漁具は1統とし、1重刺網以外の漁具を使用してはならない。

(別表2)

る。
「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」(昭和60年6月18日付け)は、廃止する。

附則(令和3年 月 日)

この方針は令和3年 月 日から施行する。

(別表1)

漁業種類	操業区域	条件
手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	京共第1号	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)同時に使用する網具の数は2統以内。

漁業種類	漁業を営む者の資格	条件
ア はまち底刺網漁業	京丹後市久美浜町に住所を有する者	(1)免許漁業の妨害をしてはならない。 (2)使用漁具は1統とし、1重刺網以外の漁具を使用してはならない。

(別表2)

網漁具→網具

3→2

※ 2 漁業権魚種を目的とする漁業（手繰第2種漁業（けた網漁業））に係る申請をする場合に提出

（第12号様式裏面）

【漁業関係法令】

- 1 漁業法（昭和24年法律第267号）
- 2 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- 3 臘虎膾膾獸獵獲取締法（明治45年法律第21号）
- 4 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）
- 5 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）
- 6 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）
- 7 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）
- 8 京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54条）
- 9 1～8に基づく命令

※ 2 漁業権魚種を目的とする漁業（手繰第三種漁業（けた網漁業））に係る申請をする場合に提出

（第12号様式裏面）

【漁業関係法令】

- 1 漁業法（昭和24年法律第267号）
- 2 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- 3 臘虎膾膾獸獵獲取締法（明治45年法律第21号）
- 4 外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）
- 5 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律第76号）
- 6 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）
- 7 内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）
- 8 京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）
- 9 1～8に基づく命令

2→3

条→号

京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針（案）

（趣旨）

第1 漁業法（昭和24年法律第267号）（以下、「法」という。）第57条第1項の農林水産省令で定める漁業及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）（以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いについては、法及び規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（対象とする漁業種類）

第2 この方針は、次の1から8までに掲げる漁業種類を対象とする。

- 1 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）
 - （1）機船底びき網漁業
- 2 小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業）
 - （1）自家用釣餌料びき網漁業
- 3 小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）
 - （1）とりがいた網漁業
 - （2）なまこけた網漁業
- 4 機船船びき網漁業
 - （1）さより二そうびき機船船びき網漁業
 - （2）いそうお機船船びき網漁業
- 5 かごなわ漁業
 - （1）いそうおかごなわ漁業
 - （2）ばいがいかごなわ漁業
- 6 小型いかつり漁業
- 7 固定式刺網漁業
 - （1）はまち底刺網漁業
 - （2）ひらめ底刺網漁業
- 8 いさざ落とし網漁業

（制限措置等）

第3 漁業種類ごとの許可又は起業の認可について、許可する船舶等又は漁業者の数の上限並びに規則第11条第1項による制限措置（船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格）、第13条による条件、第14条第1項による継続の許可の対象として指定するか否か、及び第15条による有効期間は、別表1のとおりとする。なお、規則第11条による新規の許可又は起業の認可に係る制限措置及び申請すべき期間については、その都度公示することとする。

本府において漁船法（昭和25年法律第178号）に基づく漁船登録をしていない漁船を

使用する者への許可については、当該漁船の登録されている都道府県と本府の漁業者団体が締結する協定に定められた隻数を許可する数の上限とする。

(審査の方法等)

第4 知事は、規則第4条又は第6条による許可又は起業の認可に係る申請書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じてヒアリングを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

2 規則第9条第1項第2号の「その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合」とは、同一人が同種の漁業種類について2以上の許可又は起業の認可を申請する場合をいう。

ただし、京都府に住所を有しない者が制限措置に基づき申請する場合及び小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)のうち、複数の漁船を所有する漁業者であって、海域により使用する漁船を変更するなど、許可を受けた複数の漁船を同時に使用しない場合を除く。

3 規則第10条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」とは、過去5年以内において、次の(1)又は(2)に掲げる漁業又は労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に2回以上処せられた者をいう。

(1) 漁業に関する法令

ア 法

イ 水産資源保護法(昭和26年法律第313号)

ウ 臘虎臘肉獸獵獲取締法(明治45年法律第21号)

エ 外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号)

オ 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成8年法律第76号)

カ 持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)

キ 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)

ク 規則

ケ ア〜クに基づく命令

(2) 労働に関する法令

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 船舶安全法(昭和8年法律第11号)

ウ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

エ 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)

オ 労働基準法(昭和22年法律第49号)

カ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)

キ 船員法(昭和22年法律第100号)

ク 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)

ケ 労働組合法(昭和24年法律第174号)

コ 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)

サ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）

シ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）

ス 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）

セ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）

ソ ア～セに基づく命令

4 許可又は起業の認可を受けようとする者が、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当するか否かについて、必要に応じて、京都府警察本部に照会する。

5 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準として、次のとおり許可の優先順位を定める。

第 1 位 許可を受けるために申請した漁業（以下、「申請漁業」という。）の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が、漁業許可を受けた漁船と同一の船又は代船により申請した場合

第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該漁船を使用する権利を取得して申請した場合

第 3 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船以外の漁船により申請した場合

第 4 位 申請漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者（以下「申請漁業の経験者」という。）が申請した場合

第 5 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合

第 6 位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合

第 7 位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

6 5 の規定による第 1 位から第 4 位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。

7 5 の規定による第 5 位及び第 6 位において同順位である者相互間の優先順位は、次の順序によるものとする。

第 1 位 申請漁業の操業区域において漁業を営む者

第 2 位 申請漁業の操業区域において漁業に従事する者

第 3 位 申請漁業の操業区域以外において漁業を営む者

第 4 位 申請漁業の操業区域以外において漁業に従事する者

8 規則第 11 条第 7 項の規定による許可の基準として、次のとおり許可の優先順位を定める。

第 1 位 申請漁業の許可を受け、申請前の一年間に操業した実績を有する者が申請した場合

第 2 位 申請漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、申請した場合

第3位 申請漁業の経験者が申請した場合

第4位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、申請漁業以外の許可漁業を営んだことがある者が申請した場合

第5位 申請漁業の経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、許可漁業以外の海面漁業を営んだことがある者が申請した場合

第6位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

9 8の規定による第1位から第3位までにおいて同順位である者相互間については、申請漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。

10 8の規定による第4位及び第5位において同順位である者相互間の優先順位は、7の規定による。

11 8から10までの規定による順位付けにより、許可又は起業の認可をする者を定めることができない場合は、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を決定する。

(申請等に必要な提出書類)

第5 許可の申請等に必要な書類は、次の(1)から(10)に掲げる書類のほか、別表2に掲げる書類とする。

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 規則第3条による代表者の届出 | 第1号様式 |
| (2) 規則第8条又は第14条による許可又は起業の認可の申請 | 第2号様式 |
| (3) 規則第16条による変更の許可申請 | 第3号様式 |
| (4) 規則第17条による相続又は法人の合併若しくは分割の届出 | 第4号様式 |
| (5) 規則第18条による許可を受けた船舶の廃止等の届出 | 第5号様式 |
| (6) 規則第19条による休業又は就業の届出 | 第6号様式 |
| (7) 規則第21条による資源管理の状況等の報告 | 第7号様式 |
| (8) 規則第27条による許可証の書換え交付の申請 | 第8号様式 |
| (9) 規則第28条による許可証の再交付の申請 | 第9号様式 |
| (10) 規則第30条による許可証を返納できないときの届出 | 第10号様式 |

(起業の認可の有効期間)

第6 規則第7条第2項に規定する知事が指定する期間は、認可の日から10箇月(起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで)とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長した場合は、その延長した期間を加算した期間とする。

(申請書等の提出先)

第7 申請書等の提出先は、京都府水産事務所とする。

(許可証)

第8 規則第24条の規定による許可証は、第11号様式によるものとする。

附則（令和3年2月19日）

この方針は令和3年2月19日から施行する。

「小型機船底びき網漁業許可取扱要綱」（昭和60年6月18日付け）は、廃止する。

附則（令和3年 月 日）

この方針は令和3年 月 日から施行する。

※（別表1及び2、様式：省略）

太平洋クロマグロ遊漁に関する委員会指示について

【内 容】

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により遊漁のくろまぐろの採捕の制限等について通知がありましたので報告します。

【添付資料】

- 報告資料 2-1 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）採捕制限について
- 報告資料 2-2 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 66 号
- 報告資料 2-3 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 67 号
- 報告資料 2-4 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 66 号及び第 67 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示による遊漁のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限について

1. 経緯

(1) 遊漁によるくろまぐろの採捕については、令和3年3月に発出された日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第66号に基づき、令和3年6月1日から、以下を義務付けた。

① 30キロ未満の小型魚の採捕禁止

② 30キロ以上の大型魚を採捕した場合の水産庁への報告

(2) 令和3年6月1日以降、特に日本海においては、くろまぐろを対象とした遊漁が盛期を迎え、当初想定していた水準を大幅に上回る数量となり、このままの水準で推移すれば、漁業者を含めたくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれが生じた。（6月1日～16日の採捕量：10.8トン、令和2年の調査結果：年間10.2トン、国の留保：81.7トン（うち50トン程度は漁業における突発的な漁獲の積み上がりへの備え、10トン程度は試験研究等による漁獲への充当分として必要。））

(3) このため、6月17日に令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区において、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、水産庁から都道府県や遊漁団体に対して関係者への指導に係る協力を要請したところであるが、今後、協力要請では歯止めが効かず、さらに遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が高水準で推移すれば（6月末時点の採捕量14.7トン）、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すこととなる。

(4) 以上のことから、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示を発出するとともに、委員会指示に違反した者への対応方針を定めるもの。

2. 委員会指示第67号の概要

(1) くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

委員会会長は、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

遊漁者は、公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。

(2) 指示の有効期間

この指示の有効期間は、委員会指示第66号の有効期間である令和4年5月31日までとする。

3. 指示に違反した者への対応方針

委員会指示第66号の2及び3並びにこの指示の2の(2)に違反した者への対応方針について別に定めるものとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十八日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び総重量
- (3) 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年七月三十日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕の制限に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「日本海・九州西海域」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。
- (3) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- (2) 遊漁者は、(1)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年七月三十日から令和四年五月三十一日までとする。

京都府漁場利用協定について

【内 容】

令和3年7月20日に京都府漁場利用協定が、関係者間の同意下、改定・更新されましたので、報告します。

【添付資料】

報告資料3-1 「京都府漁場利用協定」改定の新旧対照表

報告資料3-2 「京都府漁場利用協定」の写し

「京都府漁場利用協定」改定の新旧対照表

改 定 前	改 定 後
<p>(協定の有効期間と改廃等)</p> <p>第9条 本協定の有効期間は、<u>平成29年2月1日から平成32年1月31日</u>までの3年間とする。</p>	<p>(協定の有効期間と改廃等)</p> <p>第9条 本協定の有効期間は、<u>令和3年7月20日から令和6年7月19日</u>までの3年間とする。</p>
<p>別記2 [漁場毎の制限]</p> <p>○ 黒崎沖 (マダイの里、34海区) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆遊漁のできる期間 <u>11月～翌年4月</u> (<u>5月～10月</u>は遊漁禁止、8月は漁業も禁止) ◆遊漁のできる時間 <u>午前9時～午後7時</u> <u>ただし、4月は正午～午後7時</u> ◆その他 午前中は錨止めする遊漁を禁止する。 <p>○ 浦島礁について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆遊漁のできる時間 <u>午前10時～日没</u> 	<p>別記2 [漁場毎の制限]</p> <p>○ 黒崎沖 (マダイの里、34海区) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆遊漁のできる期間 <u>11月～翌年5月</u> (<u>6月～10月</u>は遊漁禁止、8月は漁業も禁止) ◆遊漁のできる時間 <u>午前8時～午後7時</u> ◆その他 午前中は錨止めする遊漁を禁止する。 <p>○ 浦島礁について</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆遊漁のできる時間 <u>午前8時～日没</u> ◆その他 <u>午前中は錨止めする遊漁を禁止する。</u>

京都府漁場利用協定書

京都府漁場利用協定書

京都府漁業協同組合(以下「甲」という。)、京都釣船業協同組合(以下「乙」という。)、京都府小型船安全協会(以下「丙」という。)及びマリンレスキュー網野(以下「丁」という。)は、遊漁に係る漁場利用に関して、沿岸漁場整備開発法の規定に基づき、次のとおり漁場利用協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、トラブルの防止と水産資源の保護及び環境保全を図るとともに、相互の共存関係を構築して、秩序ある漁場利用を確立することを目的とする。

(対象区域と制限)

第2条 本協定の対象区域は、「京都府海面」の全域とする。

- 2 漁場ごとの制限は、別記1に記載した漁場で別記2に定める内容とする。
- 3 光力の大きさは、京都海区漁業調整委員会指示の内容のとおりとする。
(本協定に定める場合を除く。)

(責務の履行)

第3条 甲・乙・丙及び丁(以下総称して、「協定締結団体」という。)は、それぞれの構成員に対して本協定が遵守されるよう指導を行うものとする。

- 2 協定締結団体は、協定締結団体外の者に対して本協定の普及と参加者の拡大に努めるものとする。

(相互の尊重)

第4条 甲及び乙は、プレジャーボートが行う健全で安全な遊漁行為を尊重するものとする。

2 丙及び丁は、漁業や遊漁船業の正当な操業や遊漁案内業の妨げをしてはならない。

3 乙、丙及び丁は、漁業操業上の慣習を尊重するとともに、定置漁具にロープ等で船舶を固定したり、延縄漁業等の漁具の近くで投錨する等の行為をしてはならない。

(資源の保護)

第5条 協定締結団体は、水産資源を持続的に利用するため、マダイ・アカアマダイ・ヒラメ等の小型魚の再放流に努めるものとする。

(環境の保全)

第6条 協定締結団体は、まき餌の大量使用を避けるとともに、漁場や操業から引き上げる際は、ロープやテグス、フイ等の漁具を残さず回収し、また釣餌やゴミ等も残さず回収して、持ち帰る等の環境保全に努めなければならない。

(標旗の掲示)

第7条 遊漁案内中及び遊漁行為は、次の識別した旗（概ね40cm以上）を船体の見やすい位置に掲揚するものとする。

- ・甲…桃色（漁業者で遊漁案内及び遊漁行為を行う者）
- ・乙…黄色
- ・丙及び丁…紫色（各団体やマリナー等で使用している旗又はステッカー等がある場合は、これに代えることができる。）

(地区協議会)

第8条 本協定の円滑な運用を図るため、次の海区（別記1）ごとに地区協議会を置く。

- (1) A海区（大グリ～冠島）
- (2) B海区（34海区～白石礁～浦島礁）
- (3) C海区（タカグリ～テンバグリ・シモグリ～竹グリ）

- 2 地区協議会は、次に掲げる者（それぞれ5名以内とする。）で構成する。
 - (1) 漁業協同組合の組合員で漁業を営む者
 - (2) 漁業協同組合の組合員で遊漁船業を営む者
 - (3) その他遊漁船業を営む者
 - (4) プレジャーボート関係団体の役員又は構成員

- 3 地区協議会は、本協定の対象全域及び別記1に記載した漁場に関し、普及、監視、評価、利用等について協議し、その実効性の確保を図ることを目的とする。

- 4 地区協議会では、それぞれの立場を尊重して誠意をもって協議を進めるものとする。

(協定の有効期間と改廃等)

第9条 本協定の有効期間は、令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間とする。

- 2 本協定の改廃等は、地区協議会の意見を経て、協定締結団体の代表者において決する。

(違反者の措置)

第10条 本協定に違反する者がある場合には、協定締結団体の各代表者は所属構成員に対し必要な指導を行うほか、必要に応じ協定締結団体の各代表者でその処置を講ずる。

(調査等の協力)

第11条 協定締結団体は、公的機関等から資源や漁場利用及び安全対策等に関して調査要請等があった場合は、その協力を努めるものとする。

(疑義の解決)

第12条 本協定に定めのない事項や疑義を生じた場合には、協定締結団体は誠意をもって解決を図るものとする。

本協定を証するために、協定締結団体と立合人が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和3年7月20日

甲 京都府漁業協同組合

代表理事組合長

西川 順之輔

乙 京都釣船業協同組合

代表理事

大島 秀彦

丙 京都府小型船安全協会

会 長

中村 幸雄

丁 マリンレスキュー網野

代 表

東 宣行

立会人

京都海区漁業調整委員会

会 長

葭 矢 護

別記1 [漁場の位置 (世界測地系)]

1 大グリ

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度44.04分、東経135度25.71分の点
- イ 北緯35度43.89分、東経135度26.79分の点
- ウ 北緯35度42.54分、東経135度26.31分の点
- エ 北緯35度43.21分、東経135度24.95分の点

2 冠島西側定置網(京定第8号)周辺区域

次のア、イ、ウ、エ、オの点を結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度40.92分、東経135度25.33分の点
- イ 北緯35度41.05分、東経135度24.95分の点
- ウ 北緯35度41.54分、東経135度25.15分の点
- エ 北緯35度41.40分、東経135度25.50分の点
- オ 北緯35度41.31分、東経135度25.50分の点

3 白石礁

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度49.77分、東経135度16.69分の点
- イ 北緯35度47.67分、東経135度17.18分の点
- ウ 北緯35度47.25分、東経135度15.31分の点
- エ 北緯35度48.37分、東経135度14.65分の点

4 蒲入沖つきいそ共同漁業権(京共第20号)区域

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度46.48分、東経135度15.72分の点
- イ 北緯35度47.07分、東経135度16.30分の点
- ウ 北緯35度46.29分、東経135度17.30分の点
- エ 北緯35度45.80分、東経135度16.50分の点

5 黒崎沖(マダイの里、34海区)

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度37.69分、東経135度17.33分の点
- イ 北緯35度37.69分、東経135度19.83分の点
- ウ 北緯35度35.19分、東経135度19.83分の点
- エ 北緯35度35.19分、東経135度17.33分の点

6 浦島礁

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度59.19分、東経135度19.83分の点
- イ 北緯35度59.19分、東経135度23.83分の点
- ウ 北緯35度56.19分、東経135度19.83分の点
- エ 北緯35度56.19分、東経135度15.83分の点

7 テンバグリ・シモグリ

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度47.00分、東経134度55.00分の点
- イ 北緯35度47.00分、東経134度58.30分の点
- ウ 北緯35度45.50分、東経134度58.30分の点
- エ 北緯35度45.50分、東経134度55.00分の点

8 タカグリ

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度43.50分、東経134度57.00分の点
- イ 北緯35度43.50分、東経134度58.20分の点
- ウ 北緯35度42.50分、東経134度58.20分の点
- エ 北緯35度42.50分、東経134度57.00分の点

9 竹グリ

次のア、イ、ウ、エの点を結んだ線によって囲まれた区域とする。

- ア 北緯35度40.80分、東経134度53.10分の点
- イ 北緯35度40.80分、東経134度53.50分の点
- ウ 北緯35度40.40分、東経134度53.50分の点
- エ 北緯35度40.40分、東経134度53.10分の点

別記2 [漁場毎の制限]

■ 遊漁のできる時間までは、協定区域内に入らない。 ■

○ 大グリについて

- ◆遊漁のできる時間 午前10時～午後10時
- ◆この区域の光力 3キロワット以内2個までとする。
メタルハライド灯の使用は禁止とする。

○ 冠島西側定置網(京定第8号)周辺区域について

- ◆火光利用(遊漁)のできる期間 9月～翌年3月15日

○ 白石礁について

- ◆遊漁のできる時間 午前10時～日没後2時間
ただし、午前10時～午前11時は錨止めする遊漁を禁止する。

○ 蒲入沖つきいそ共同漁業権(京共第20号)区域について

- ◆遊漁のできる時間 全日可
ただし、夜明け～午前11時は錨止めする遊漁を禁止する。

○ 黒埼沖(マダイの里、34海区)について

- ◆遊漁のできる期間 11月～翌年5月
(6月～10月は遊漁禁止、8月は漁業も禁止)
- ◆遊漁のできる時間 午前8時～午後7時
- ◆その他 午前中は錨止めする遊漁を禁止する。

○ 浦島礁について

- ◆遊漁のできる時間 午前8時～日没
- ◆その他 午前中は錨止めする遊漁を禁止する。

○ テンバグリ、シモグリについて

- ◆遊漁の禁止時間 午前4時～午前8時
ただし、3月～6月末の間で、日没～日の出前の間は、錨止めする遊漁を禁止する。

○ タカグリについて

- ◆遊漁の禁止期間 8月20日～10月末の間で、午後6時～午後8時の間は、錨止めする遊漁を禁止する。

○ 竹グリについて

- ◆遊漁のできる期間 11月～翌年3月